

はたら しょうがい かた  
【働く障害のある方へ】

ぞん  
ご存じですか？

こようぶん や しょうがい しゃ たい さべつ  
雇用分野における障害者に対する差別は、  
きんし  
禁止されています。



しょうがいしゃ こよう そくしんとく かん ほうりつ はたら ば こようぶん や  
「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、働く場（雇用分野）  
しょうがいしゃ りゆう さべつ きんし  
での障害者であることを理由とした差別が禁止されています。

こようぶん や しょうがいしゃ たい さべつ  
「雇用分野における障害者に対する差別」とは

した かこ なか か しょうがいしゃ りゆう さべつ  
下の囲みの中に書かれていることは、障害者であることを理由とした差別に  
あ ほうりつ きんし  
当てはまるため、法律で禁止されています。

きんし  
禁止  
されている  
こと

- ろうどうしゃ ぼしゅう さいよう ちんぎん はいち しょうしん きょういくくんれん  
労働者の募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練など  
こよう かん きよくめん  
雇用に関するあらゆる局面で、
- しょうがいしゃ りゆう しょうがいしゃ はいじよ  
・ 障害者であることを理由に障害者を排除すること
  - しょうがいしゃ たい ふり じょうけん もろ  
・ 障害者に対してのみ不利な条件を設けること
  - しょうがい ひと ゆうせん  
・ 障害のない人を優先すること

つぎ ぐたいてき れい さんしょう  
→ 次のページに具体的な例をあげていますので、参照してください。

## しょうがいしゃ さ べつ れい 障害者差別の例

つぎ ばあい しょうがいしゃ たい さべつ かんが  
次のような場合が、障害者に対する差別であると考えられます。

- たん しょうがいしゃ りゆう きゅうじん おうぼ ことわ  
単に障害者だからという理由で、求人への応募を断られた。
- のうりよく かんけい しょうがいしゃ りゆう とくてい しごと わ あ  
能力などに関係なく、障害者だからという理由で、特定の仕事を割り当てられた。  
(ただし、しょうがいしゃ はいりよ しょうがい とくせい ふ とくてい しごと わ あ  
障害者への配慮のために、障害の特性を踏まえて特定の仕事を割り当  
てる場合は除きます。)
- のうりよく かんけい しょうがいしゃ りゆう ほか ろうどうしゃ おな しごと  
能力などに関係なく、障害者だからという理由で、他の労働者と同じ仕事をして  
いるにも関わらず、賃金を低くされた。
- しょうがいしゃ りゆう しょうしん  
障害者だからという理由で、昇進させてもらえない。 など

## しょうば しょうがいしゃ さ べつ こま ばあい そう だん 職場での障害者差別でお困りの場合は、ご相談ください！

- しょうがい はな かいしゃ や い しょうがいしゃ  
○ 「障害があることを話したら、会社を辞めるよう言われた」など、障害者  
であることを理由とした差別が禁止されています。
- しょうば しょうがいしゃ さべつてき とりあつかい こま かた ちか  
○ 職場での障害者への差別的な取扱いでお困りの方は、お近くのハローワー  
クにご相談ください。

## こよう ぶん や ごう り てき はいりよ 雇用分野における合理的配慮

しょうがい ひと しょうば ししやう かいぜん じぎょうぬし しょうがい  
障害のある人が職場で支障となっていることを改善するために、事業主は障害の  
とくせい おう はいりよ ごう り てき はいりよ ていきやう ぎ む  
特性に応じた配慮（合理的配慮）を提供することが義務となっています。  
ただし、事業主の負担が大きくなりすぎる場合（過重な負担）は除きます。

### ごう り てき はいりよ れい (合理的配慮の例)

- ほんにん しゅうじゆくど おう ぎやうむ りやう じよじよ ふ  
本人の習熟度に応じて業務の量を徐々に増やしていくこと
- ず つか ぎやうむ さくせい ぎやうむ しじ ないやう めいかく  
図などを使った業務マニュアルを作成する、業務の指示は内容を明確にし、  
ひとつずつ行うなど、作業手順を分かりやすく示すこと
- ぎやうむ し どう そうだん かん たんとくしゃ き  
業務指導や相談に関して、担当者を決めること など